

7 大工 (H.11 基発168号)

- (1) 農家又は工場がその事業経営上必要な建物その他の施設を大工に修理させる場合は、一般に請負契約によることが多いが、請負契約によらず雇用契約によりその事業主と大工との間に使用従属関係が認められる場合は、法9条の労働者であるから、労働基準法の適用を受けることになる。
- (2) 官吏が家屋修理のため大工を雇う場合、官吏は何ら事業を営んでいないから、大工は事業に使用される者に該当しないため、法9条の労働者ではなく、労働基準法の適用はない。

8 研修医 (最判H.17<関西医科大学>)

医師法に基づく臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、前記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。